

白骨温泉
国民保養温泉地計画書

令和2年 月

環境省

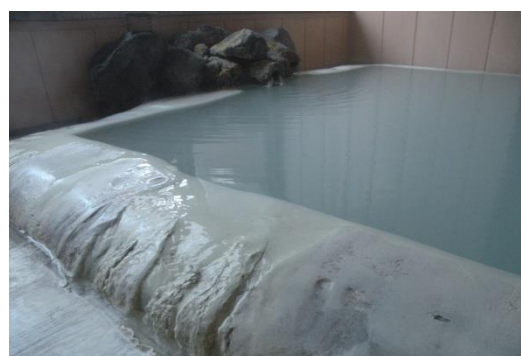
目次

1. 温泉地の概要	1
2. 計画の基本方針	2
3. 自然景観、まちなみ、歴史、風土、文化等の維持・保全等に関する方策	2
4. 医学的立場から、適正な温泉利用や健康管理について指導が可能な医師の配置計画又は同医師との連携のもと入浴方法等の指導ができる人材の配置計画若しくは育成方針等	4
5. 温泉資源の保護に関する取組方針	4
6. 温泉を衛生的に良好な状態に保つための方策	6
7. 温泉地の特性を活かした温泉の公共的利用増進に関する方策	8
8. 高齢者、障害者等に配慮したまちづくりに関する計画	10
9. 災害防止対策に係る計画及び措置	11

添付

1. 国民保養温泉地位置図
2. 国民保養温泉地地域図

1. 温泉地の概要



白骨温泉は、長野県松本市の西部、飛騨山脈の最南部にあたる乗鞍岳の懐に位置し、清流梓川の支流である湯川沿いに開かれた標高約 1,400m の温泉地である。

温泉の歴史は古く、鎌倉時代、北陸地方と幕府を結ぶルート「鎌倉往還」が開かれた際には湧出していたとされ、江戸時代には、大桶銀山で鉱毒を患った鉱夫の湯治に活用されたと伝わる。松本藩の温泉御殿が設置された浅間温泉、山家温泉（美ヶ原温泉）とは異なり、小屋掛けされた簡素な温泉を庶民が利用していたが、18 世紀の半ばには藩士の入湯も行われるなど、胃腸病の湯治場として栄えるようになった。昭和 49 年には環境庁から国民保養温泉地の指定を受け、保養地としての色合いが濃く、長い歴史を持ちながらも、秘湯として素朴な雰囲気は今に残している。

白骨温泉の呼称については、大木をくり抜き舟の形にした浴槽（湯船）に温泉成分が付着し、白い舟形となったことから「白船（しらふね）」と呼ばれた、木の枝が温泉水によって石灰化した骨に見えたことから「白骨」と呼ぶようになった、など諸説あるが、現在の「白骨（しらほね）」の名が全国的に知られたのは、中里介山の大衆小説「大菩薩峠」にこの地が登場したことがきっかけである。介山は、大正から昭和戦前に活躍した小説家であり、大菩薩峠「白骨の巻」のなかで、風光の美を「五彩絢爛たる」と称賛した。白骨温泉には、与謝野晶子や齋藤茂吉、窪田空穂など、多くの文人が訪れている。歌人の若山牧水は、白骨温泉をこよなく慕い、湯治場として何度となく足を運び、紀行文を著した。「そこの湯に三日入れば一年間風邪引かぬ」という白骨温泉の効能に関わる有名な言説にも触れている。

白骨温泉で現在使用されている源泉は 14 源泉。そのほとんどが自噴泉であり、総湧出量は 2,500～2,600 L / 分。温泉の泉質は、カルシウム・マグネシウム—炭酸水素塩泉、ナトリウム—炭酸水素塩泉、硫黄泉（硫化水素型）である。

白骨の湯の特徴は、炭酸カルシウムが豊富に含まれていることである。浴槽や床には、水に溶けにくい天然のカルシウム成分が沈殿・凝固してできる不思議な紋様が見られる。滑らかなにも、ごつごつしたように見えるその天然の紋様は、まさに白骨温泉の象徴である。また、白骨温泉の湯色は、「空気に触れて白くなる」と知られている。

湧き出したときには透明である湯は、温泉成分が化学変化し、徐々に乳白色に染まる。温泉成分の変化によって乳白色の優しい色合いとなる湯色は、源泉、季節による寒暖差、浴槽、源泉から浴槽までの距離、加温の有無など諸条件によって色彩が変化することから、地元には「湯は生きもの」との言葉が伝わっている。

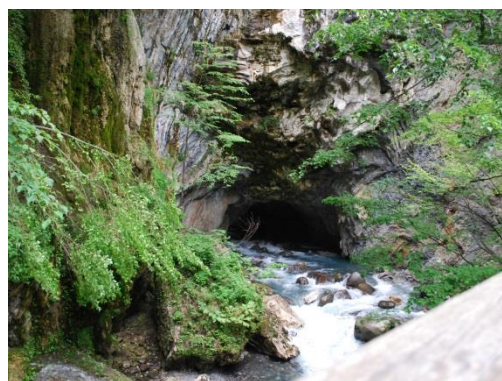
2. 計画の基本方針

白骨温泉は、古くから湯治場として栄えてきた温泉地であり、豊かな自然環境と温泉の効能から保養や療養を目的とした多くの宿泊客が訪れてきた。今後、以下の考え方に基づき、湯治場としての歴史や文化を大切にしながら、恵まれた自然の中で温泉としての特色を生かし、自然と温泉と人とが共存する温泉地を目指していく。

- (1) 恵まれた自然環境を大切にし、人との調和を図ります。
- (2) 限りある資源である温泉を守り、地域の文化と伝統を後世まで伝えます。
- (3) 温泉地を訪れる人々に、やすらぎとくつろぎのときを提供します。

3. 自然景観、まちなみ、歴史、風土、文化等の維持・保全等に関する方策

- (1) 自然環境、まちなみ、歴史、風土、文化等の概要



白骨温泉は、中部山岳国立公園内にある。周囲には広く森林が連続しており、森林性の動物であるツキノワグマ、モモンガなどの哺乳類、オオルリ、クマタカなどの鳥類などが多様に生息している。

植生は、ミズナラ、ブナ、トチノキなどからなる山地帯上部の落葉広葉樹林が広がり、部分的にはクロベ、コメツガなどからなる亜高山帯針葉樹林も見られる。カラマツやドイツトウヒなどの植林地もあり、下層には笹類が繁茂している。特筆すべきはアオチャセンシダ、イワウサギシダ、トガクシデンダなどの石灰岩地特有の植物が分布し、多く見られることである。また、ヤマシャクヤク（長野県指定希少

野生植物)、タチイチゴツナギ(環境省レッドリスト絶滅危惧ⅠB類)などの希少種や、タマガワホトトギスをはじめとした多くの中部山岳国立公園指定植物が生育している。

まちなみを形成する温泉宿は、元禄年間(1688年～1704年)に信濃の人・齋藤孫左衛門によって開かれたとされ、建ち並ぶ温泉宿には、宿ごと異なる温泉の質に由来した色とりどりの「湯号」がついている。湯号は宿を表す通称(屋号)であるが、湯の特徴で表現する温泉地は国内でも貴重とされる。また、古くから白骨の湯は「胃腸の薬」とされ、湯治客は入浴の度に茶碗1～2杯を飲む習慣があった。飲むとしても利用される白骨の湯で炊いたお粥が白骨の「温泉粥」。飲むと独特な酸味・苦味のある白骨の湯が、お粥にすることでまろやかな味わいとなる。飲泉と同様、疲労回復や胃腸の働きを整える作用があるとされ、宿の朝食として出されることが多い。

白骨温泉の「噴湯丘と粒状石灰石」は、1922年に国の天然記念物、1952年には国の特別天然記念物に指定されている。白骨温泉の重小屋原地区と小梨地区のうち、温泉現象によって形成された噴湯丘と、球状の形を呈する方解石である球状石灰石が、全国的に見て希少であり学術的価値が高いことが指定理由である。白骨温泉の湯は炭酸カルシウムを多く含み、湧出するとその周辺に「石灰華」という温泉堆積物をもたらす。石灰華のうち、温泉の噴出口の周囲に形成された円錐形をなした地形を「噴湯丘」といい、球状をなしたものが「球状石灰石」である。

白骨温泉の入口には「隧通し」(ついとおし)と呼ばれる、湯川の急峻な流れが石灰岩を侵食してできた天然のトンネルがある。一帯の景観は「冠水溪」と呼ばれ、隧通しの下流に設置された吊橋からは、周囲の自然とともに四季折々の景色が楽しめる。病気や怪我、貧困を除いて延命を導くと伝わる「医王殿(薬師堂)」、鍾乳洞の上を細い糸のように水が流れ無数の滝になっている「竜神の滝」など、白骨温泉は歴史・文化的な資源と豊かな自然に囲まれている。

(2) 取組の状況

白骨温泉は、中部山岳国立公園の第2種特別地域に指定され、自然公園法及び中部山岳国立公園南部地域管理計画に基づき、自然環境と宿泊施設等が調和したまちづくりを進めてきた。

特別天然記念物に指定されている白骨温泉の噴湯丘と球状石灰石は、新たな温泉施設の設置や道路整備の際には保存への配慮がなされ、発見された球状石灰石が保護されるなど、地域が一体となって保存のための取組を行っている。

(3) 今後の取組方策

自然環境、まちなみ、歴史、風土及び文化等の維持・保全を目的に、国や長野県等の関係機関と協力のうえ、(2)の取組を継続するとともに、白骨温泉まちづくり委員会等と行政とが連携し、今後も維持・保全に係る各種取組を進める。

4. 医学的立場から、適正な温泉利用や健康管理について指導が可能な医師の配置計画又は同医師との連携のもと入浴方法等の指導ができる人材の配置計画若しくは育成方針等

(1) 医師又は人材の配置状況

白骨温泉では、医学的立場から適正な温泉利用や健康管理について指導を行う医師のほか、温泉入浴指導員等により、以下の活動を行っている。

①医師

氏名	専門分野	活動内容	配置年度
松本市立病院 中村医師	脳外科医	医師、保健師、栄養管理士、看護師、理学療法士、臨床検査技師、健康運動指導員等が連携し、「健康寿命延伸」に係る各種プログラムを実施。	H26～

②人材

資格	人数	活動内容	配置年度
温泉療養指導士	7人	温泉療養の指導、啓蒙、普及に努めるとともに、温泉事故の予防、緊急時への対応を行っている。	H18～
温泉入浴指導員	3人	温泉の一般的な正しい使い方、効果的な入浴方法等について指導するとともに、温泉施設の安全管理や事故発生時の救命措置、温泉施設従業員に対する定期的な研修を実施。	H19～

(2) 配置計画又は育成方針等

白骨温泉では、(1)の配置と活動を継続しつつ、温泉入浴指導員等の増員に努める。

5. 温泉資源の保護に関する取組方針

白骨温泉では、現在、14本の源泉が11軒の旅館と2箇所の日帰り入浴施設に利用されている。

(1) 温泉資源の状況

源泉	温泉 (℃)	ゆう 出量 (1 /min)	泉質	ゆう出状 況	所有者	利用施設
湯元1号	47.7	65.4	含硫黄-カルシウム・マグネシウム・ナトリウム-炭酸水素塩温泉	自然湧出	民間	旅館2
湯元2号	48.1	61.7		自然湧出	民間	旅館1
湯元3号	36.6	102.2	含硫黄-カルシウム・マグネシウム-炭酸水素塩温泉	掘削自噴	民間	旅館1
湯元4号	32.2	12.2		自然湧出	民間	旅館1
湯元5号	39.4	73.3		自然湧出	民間	入浴施設1
湯元6号	49.7	4.0	含硫黄-カルシウム・マグネシウム・ナトリウム-炭酸水素塩温泉	自然湧出	民間	利用なし
白船グラ ンドホテル ル源泉	31.0	57.1	単純硫黄温泉	自然湧出	民間	旅館1
奥田源泉	46.4	37.5	含硫黄-カルシウム・マグネシウム・ナトリウム-炭酸水素塩温泉	掘削自噴	民間	旅館1
新宅新源 泉1号	48.9	220.0		動力揚湯	民間	旅館2 自家用1
新泡の湯 源泉	36.0	1,730	含硫黄-カルシウム・マグネシウム-炭酸水素塩温泉	掘削自噴	民間	旅館2
小梨の湯	33.4	25.0		掘削自噴	民間	旅館2
大石一号	49.1	38.3	含硫黄-カルシウム・マグネシウム・ナトリウム-炭酸水素	自然湧出	大野川区	旅館1
大石館2 号泉	44.9	51.8		自然湧出	大野川区	旅館1 自家用1

蛇穴源泉	46.7	41.5	塩温泉	掘削自噴	大野川区	旅館1 自家用1
隧道1号	37.3	55.5	カルシウム-炭酸水 素塩温泉	自然湧出	大野川区	旅館1 入浴施設1

(2) 取組の現状

白骨温泉における各源泉について講じている保護に関する取組の状況は、以下のとおりである。

源泉	取組	実施主体	実施年度
湯元1～6号	現地観測（温度・湧出量等）を年1回定期的に実施	源泉所有者	H2～
白船グランドホテル源泉	現地観測（温度・湧出量等）を年1回定期的に実施	源泉所有者	H2～
奥田源泉	現地観測（温度・湧出量等）を年1回定期的に実施	源泉所有者	H2～
新宅新源泉1号	現地観測（温度・湧出量等）を年1回定期的に実施	源泉所有者	H2～
新泡の湯源泉	現地観測（温度・湧出量等）を年1回定期的に実施	源泉所有者	H2～
小梨の湯	現地観測（温度・湧出量等）を年1回定期的に実施	源泉所有者	H2～
大石一号、大石館2号泉、蛇穴源泉、隧道1号	現地観測（温度・湧出量等）を年1回定期的に実施	源泉所有者	H2～

(3) 今後の取組方策

現在、白骨温泉において温泉湧出状況に大きな変化は確認されていないが、枯渇や湧出量の減少等を想定し、温泉資源保護の推進に努めるとともに、実施主体と行政が連携のうえ、(2)の取組を継続して行う。

6. 温泉を衛生的に良好な状態に保つための方策

(1) 温泉の利用に当たっての関係設備等の状況

白骨温泉において、温泉の利用にあたって使用している設備及び温泉利用の状況は、以下のとおりである。

①浴用利用のみ

源泉数	浴用利用施設までの設備	浴用利用施設数
1	引湯管	1
2	引湯管、貯湯槽	1
1	引湯管、貯湯槽、送湯施設	2

②飲用利用のみ

源泉数	飲用利用施設までの設備	飲用利用施設数
—	—	—

③浴用および飲用利用

源泉数	浴用利用施設及び飲用利用施設までの設備	施設数	
		浴用	飲用
9	引湯管、貯湯槽	8	8
1	引湯管、貯湯槽、送湯施設	1	1

(2) 取組の状況

白骨温泉において、温泉の利用に当って使用している設備について、現在講じている衛生面での取組状況は、以下のとおりである。

設備	区分	取組み	実施主体
共通	自主的	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全ての施設を対象に、図面等の整備に努める。 ・ 保守点検は定期的に行うこととし、破損箇所が確認された場合は速やかに補修を行う。 ・ 施設管理者は、従業員に対し衛生管理に係る教育を行うとともに、管理内容について不具合が生じた場合は適切な措置を講じる。 	設備所有者
源泉	自主的	全ての源泉を対象として水質、成分検査を実施。	設備所有者
引湯管	自主的	定期的に状況を監視し、管及び付属設備の洗管を実施。	設備所有者
貯湯槽	自主的	全ての貯湯槽について、定期的に状況を監視し、必要に応じて清掃及び消毒を実施。	設備所有者
浴槽	条例等	全ての浴槽水	設備所有者

		<ul style="list-style-type: none"> ・浴槽は十分な湯水の補給を行うものとし、清浄を保持。 ・換水を毎日（循環式浴槽については1週間に1回）実施。 全ての浴槽 <ul style="list-style-type: none"> ・毎日1回以上（循環式浴槽については1週間に1回）完全に浴槽水を入替え、清掃を実施。 	
飲泉施設	自主的	全ての飲泉施設について、設備周辺を常に清潔に保持するよう、清掃を徹底。	設備所有者
設備周辺	自主的	全ての設備周辺において、清掃の徹底と衛生保持に努める。	設備所有者

(3) 今後の取組方策

(2)の取組を継続するとともに、行政が設備所有者等に対し衛生面に係る講習会等の情報を提供し、積極的な参加を呼びかける。

7. 温泉地の特性を活かした温泉の公共的利用増進に関する方策

(1) 温泉の公共的利用の状況

①平成28～30年度の温泉利用者数 (単位：人)

区分	28年度	29年度	30年度
宿泊	115,889	109,838	104,098
日帰り	14,393	12,669	11,076

②直近1年間（平成30年度）の温泉の利用者数 (単位：人)

区分	施設数	総定員	利用者数				
			1月	2月	3月	4月	5月
宿泊	11	1,116	6,862	6,729	7,274	6,978	9,429
日帰り	2	—	371	525	313	650	1,495

利用者数							
6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	合計
7,145	9,148	14,356	9,766	12,127	8,703	5,581	104,098
633	997	2,079	1,269	1,549	906	289	11,076

(2) 取組の現状

白骨温泉において、温泉の公共的利用の促進を図るため、現在行っている取組の状況は、以下のとおりである。

取組	実施主体
国立公園内の利用拠点として景観の質の向上を目指すため、まちづくり有識者による現地視察・有識者との意見交換会等を開催。	中部山岳国立公園南部地域利用推進協議会
白骨温泉観光案内所に案内人を常時1名配置し、問い合わせ等に対応。	松本市 白骨温泉旅館組合
各温泉宿によるインバウンド受入環境の整備。	各温泉宿
白骨温泉花火大会を毎年8月8日に開催。	白骨温泉旅館組合
公衆トイレ、遊歩道等について、清掃・巡視を定期的実施。	松本市 白骨温泉旅館組合

(3) 今後の取組方策

白骨温泉において、さらに温泉の公共的利用の促進を図るため、温泉の適正な利用を進めるとともに、現在実施している環境の保全、環境配慮への取組強化に努めながら、実施主体と調整のうえ、(2)の取組を継続するとともに、それらに加え以下の取組みを進める。

取組	実施主体
<ul style="list-style-type: none">・情報発信の強化・滞在コンテンツの開発・温泉地で共有化できる食メニューの開発・文化財活用のためのパンフレット作成・多言語化を含む案内看板の整備・老朽化した散策路、遊歩道の再整備・共同駐車場の整備・日帰り利用に対応した滞留拠点の整備・特別天然記念物を保全していくための施設整備・2次交通手段の改善・地域内にある遊休施設について活用方法を検討・温泉入浴指導員資格等取得の推奨	松本市 白骨温泉旅館組合

8. 高齢者、障害者等に配慮したまちづくりに関する計画

(1) 公共の用に供する施設の状況

白骨温泉における公共の用に供する施設の状況は、以下のとおりである。

区分	施設
公有施設	<ul style="list-style-type: none"> ・道路（県道 300 号白骨温泉線等） ・遊歩道 ・観光案内所（1 施設） ・日帰り入浴施設（1 施設） ・公衆トイレ（1 施設） ・駐車場（観光案内所、公衆トイレ）
私有施設	<ul style="list-style-type: none"> ・旅館（11 施設） ・飲泉所（2 施設）

(2) 取組の現状

白骨温泉において、高齢者、障害者等に配慮したまちづくりのため、現在行っている取組の状況は、以下のとおりである。

区分	施設	取組	事業主体
公有施設	道路	段差等の解消 除雪	道路管理者 地域関係者
	建築物	ユニバーサルデザインの導入	松本市
私有施設	建築物	旅館等の宿泊施設において、段差の解消を図るとともに、これが困難な浴室等には手摺を設置	施設所有者

(3) 今後の取組方策

白骨温泉において、さらに高齢者、障害者等に配慮したまちづくりを図るため、実施主体と調整の上、(2) の取組を継続するとともに、それらに加え、以下の取組を進める。

区分	施設	取組	事業主体
公有施設	建築物	施設のバリアフリー化を推進し利用しやすい施設を目指す。 多言語表示・案内によるインバウンド受入環境整備の推進。	松本市

私有施設	建築物	施設のバリアフリー化を推進し利用しやすい施設を目指す。 多言語表示・案内によるインバウンド受入環境整備の推進。	施設所有者
------	-----	--	-------

9. 災害防止対策に係る計画及び措置

(1) 温泉地の地勢及び災害の発生状況

白骨温泉は、湯川渡で梓川に合流する湯川の中流、地質的には美濃帯に属し、古生代ペルム紀中・後期にできた基層を基盤とする山地の中に形成された、長さ南北約 1.5 km、東西 700m の窪地にある。

温泉施設の一部は、土砂災害のおそれがある土砂災害警戒区域の指定を受けた区域に立地している。令和元年 10 月には、令和元年東日本台風の豪雨に見舞われたが、大きな被害は生じなかった。

(2) 計画及び措置の現状

白骨温泉において、現在災害防止に関し策定している計画及び講じられている措置は、以下のとおりである。

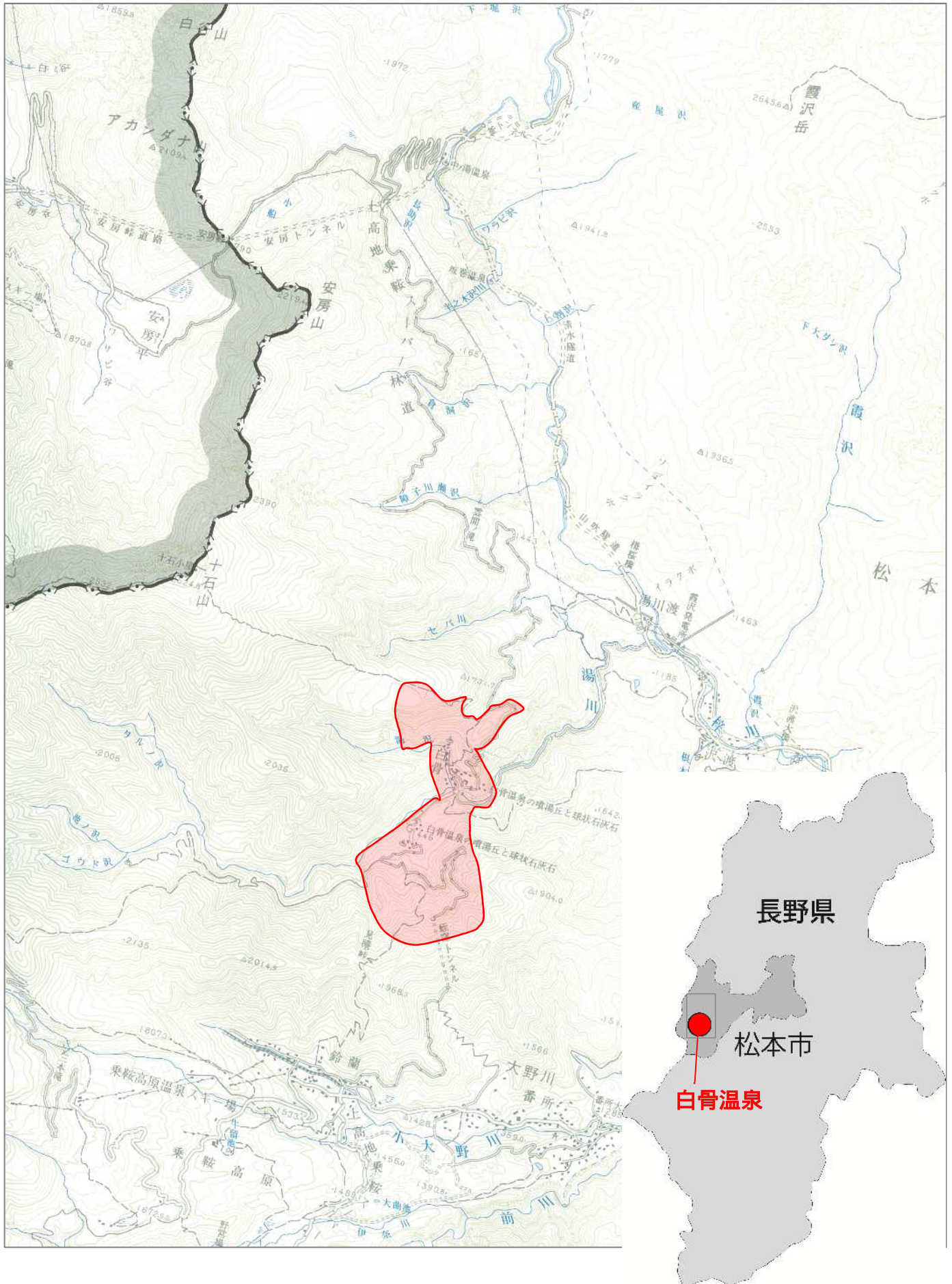
計画又は措置	計画又は措置の概要
土砂災害警戒区域の指定	土砂災害のおそれのある区域を明らかにし、危険の周知、警戒避難体制の整備、住宅等の新規立地の抑制等を推進。
松本市地域防災計画	災害から人命及び財産を保護することを目的に、行政機関、防災関係機関、自主防災組織、市民が行うべき防災対策を定めている。

(3) 今後の取組方策

白骨温泉において、さらに災害の防止を図るため、実施主体と調整の上、(2)の計画及び措置に基づく取組を継続するとともに、それらに加え、以下の取組を進める。

取組	実施主体
温泉施設利用者等に対して避難場所の掲示、災害発生マニュアルの確立、避難誘導訓練の実施。	松本市 町会 施設所有者

白骨温泉保養温泉地位置図



白骨温泉保養温泉地域図

